

中小企業信用保険法第2条第6項 認定条件・必要書類等について

【認定条件】

・次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- 1.法人の本店登記場所（個人事業者は主たる事業所）が玉東町であること（個人事業者で、代表者住所が玉東町外で事業所住所が玉東町内の場合は可）
- 2.金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
- 3.原則として、最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる。

【必要書類】

☐ 1	認定申請書 2部
☐ 2	月別売上表 ※
☐ 3	月別売上表における最近1ヶ月及び前年同月とその後2ヶ月の売上高が分かる資料 (月別試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書等)
☐ 4	業種や事業内容が確認できる資料 (履歴事項全部証明書、土地・建物の賃貸契約書の写し等)
☐ 5	委任状（金融機関等による代理申請により提出する場合）

※月別売上表は、最近12ヶ月と前年同月とその後2ヵ月を含む14ヶ月のみの記載で可。

【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 書類の不足、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。

【お問い合わせ先】 玉東町 産業振興課

〒689-0303 玉名郡玉東町大字木葉759

電話番号：0968-85-3113 FAX：0968-85-3116